

三重県石油コンビナート等防災計画

令和 3 年 3 月修正案概要

三重県石油コンビナート等防災計画 令和3年3月修正案概要

1 尾鷲地区の廃止に伴う修正

県内では、特別防災区域として四日市臨海地区と尾鷲地区が指定されていましたが、中部電力株式会社尾鷲三田火力発電所が廃止されたことにより、尾鷲地区が特別防災区域の要件を満たさなくなり、令和2年9月9日に令和2年政令第272号が公布され、尾鷲地区が特別防災区域の指定を解除されました。

これに伴い、三重県石油コンビナート等防災計画から尾鷲地区に係る項目を削除するとともに、尾鷲地区に係る行政機関の長（尾鷲海上保安部長、尾鷲市長、三重紀北消防組合消防長、紀北地域活性化局長）を三重県石油コンビナート等防災本部員からご退任いただくことや、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）に係る項目を削除する等の関連箇所の修正をすることとしたい。

○用語の定義

- ・ 市等について、尾鷲市及び三重紀北消防組合を削除し、名称を市へ変更
【新旧対照表P 1】

○第1章 総則

第2節 計画の性質

- ・ 大震法に係る部分を削除
【新旧対照表P 2】

第4節 特別防災区域の範囲

- ・ 尾鷲地区を削除
【新旧対照表P 3】

第5節 特別防災区域の概況

- ・ 尾鷲地区を削除
【新旧対照表P 4】

- ・ 尾鷲地区特定事業所位置図、一覧を削除
【新旧対照表P 6】

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・ 県から毒物及び劇物関係施設の項目を削除
【新旧対照表P 8】

- ・ 市等を市へ変更
【新旧対照表P 9、P11】

- ・ （四日市市）を削除
【新旧対照表P10】

○第2章 防災組織

第1節 防災本部

- ・ 本部員及び幹事の数を変更

【新旧対照表 P13】

- ・ 防災本部員の構成から、尾鷲海上保安部長、紀北地域活性化局長、尾鷲市長、三重紀北消防組合消防本部消防長を削除

【新旧対照表 P14】

第2節 現地本部

- ・ 紀北地域活性化局長、尾鷲市長を削除、消防本部消防長を四日市市消防長へ変更

【新旧対照表 P15】

第4節 特定事業所

- ・ 特別防災区域協議会等から、尾鷲市特別災害対策協議会、尾鷲湾排出油等防除協議会を削除

【新旧対照表 P16】

第7節 緩衝地帯又は緑地の整備計画

- ・ 尾鷲地区を削除

【新旧対照表 P18】

○第5章 災害応急対策計画

第1節 防災本部及び現地本部の活動体制

- ・ 東海地震に関連する情報等が発せられたときに係る項目を削除、特別防災区域の存在する市を四日市市に変更、津波予報区から「三重県南部」を削除

【新旧対照表 P20】

- ・ 本部員及び幹事の数を変更、東海地震に関連する情報等が発せられたときに係る項目を削除、特別防災区域の存在する市を四日市市に変更

【新旧対照表 P21】

- ・ 当該災害発生地に関する事項を四日市市へ変更、紀北地域活性化局長、尾鷲市長を削除、消防本部消防長を四日市市消防長へ変更

【新旧対照表 P22】

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

- ・ 尾鷲地区通報系統図を削除

【新旧対照表 P25】

- ・ 大震法に係る項目を削除、津波予報区から「三重県南部」を削除、特別防災区域の存在する市を四日市市に変更、三重紀北消防組合消防本部を削除

【新旧対照表 P26】

- ・ 石油等流出防御応急対策計画から、尾鷲湾排出油等防除協議会を削除

【新旧対照表 P27】

○第7章 東海地震応急対策

- ・ 第7章を削除

【新旧対照表P31～45】

2 その他の修正

○第1章 総則

第5節 特別防災区域の概況

- ・ 特定事業所数及び石油の貯蔵・取扱量等の変更（四日市臨海）

【新旧対照表P4】

- ・ 特定事業所一覧の変更（四日市臨海）

【新旧対照表P5】

第6節 防災計画等の修正

- ・ 石災法第31条第4項を第5項に修正

【新旧対照表P7】

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

- ・ 指定地方公共機関に一般社団法人三重県建設業協会を追加

【新旧対照表P12】

○第2章 防災組織

第1節 防災本部

- ・ 防災本部員の構成から、陸上自衛隊航空学校副校長を削除

【新旧対照表P14】

○第4章 災害予防計画

第1節 事故災害予防計画

- ・ （2）三重労働局の内容の修正

【新旧対照表P17】

第8節 航空機事故に関する予防計画

- ・ 航空局の組織変更に伴う航空法第81条の許認可業務の変更に関する修正

【新旧対照表P19】

○第5章 災害応急対策計画

第2節 通報及び情報の収集伝達計画

- ・ 異常現象の範囲について、その根拠となる「異常現象の範囲について（昭和59年7月13日消防地第158号）」との整合のための修正

【新旧対照表P23】

- ・ 四日市臨海地区通報系統図の電話番号等を修正（四日市労働基準監督署、

愛知県石油コンビナート等防災本部)

【新旧対照表 P24】

- ・ 連絡を行う情報の表現を修正

【新旧対照表 P26】

第6節 救急医療対策計画

- ・ 日赤を日本赤十字社へ修正

【新旧対照表 P28、P29】

第12節 自衛隊災害派遣要請計画

- ・ 航空学校長を削除

【新旧対照表 P30】